

第 108 期中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

2023 年 11 月 8 日開催の当行取締役会において、第 108 期（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）中間配当金の支払いにつき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

当行定款第 50 条の規定に基づき、2023 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 中間配当金 | 1 株につき 18 円 50 銭 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2023 年 12 月 5 日（火） |

以上

中間配当金のお支払いについて

「中間配当金領収証」（銀行等への振込をご指定の方には、「中間配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」）は、2023 年 12 月 4 日にお届けご住所あてにご送付申しあげる予定です。